別表1―2を次のとおり改める。

住宅の種類	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	次のイ又はロに該当するもの イ　ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ　付属部材を設けるもの
共同住宅等	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの

1　「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格R3106（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。

2　「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド）その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。

3　「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。

別表2―1及び別表2―2を削る。

別表3中「0.27 | 0.35 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37」を「0.27 | 0.35 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.53」に、「1.59」を「　」に、「0.32 | 0.41 | 0.43 | 0.43 | 0.43 | 0.43」を「0.32 | 0.41 | 0.43 | 0.43 | 0.43 | 0.62」に、「1.76」を「　」に、「0.38 | 0.46 | 0.54 | 0.54 | 0.54 |　」を「0.27 | 0.32 | 0.37 | 0.37 | 0.37 |　」に、「　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　」を「0.38 | 0.46 | 0.53 | 0.53 | 0.53 |　」に、「0.35 | 0.53 | 0.53 | 0.53 | 0.53 | 0.53」を「0.53 |　」に改め、同表中2の次に次のとおり加える。

1.5	1.5		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	3.3
2.2	2.2	2.2	2.2		3.6	2.3	2.3	2.3	2.3
2.3	3.6	2.3	2.3	2.3	2.3		2.9	1.7	1.7
1.7	1.7	1.7	2.9	1.7	1.7	1.7	1.7		

3　一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。

別表第3を別表第2とする。

別表第4―1中「3.6 | 2.7 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5」を「3.6 | 2.7 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 1.6」に、「0.3」を「　」に、「3.0 | 2.2 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0」を「3.0 | 2.2 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.4」に、「2.2 | 1.8 | 1.5 | 1.5 | 1.5 |　」を「3.2 | 2.6 | 2.1 | 2.1 | 2.1 |　」に、「　」を「2.2 | 1.8 | 1.5」に改め、同表の4中「熱抵抗値」を「熱抵抗の基準値」に改め、同表の5中「外側の断熱材の熱抵抗値を、内側の断熱材の熱抵抗値に加えた上で」を「外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について」に、「とみなすことが」を「の基準により判定」に改め、同表の6中「外張部分の断熱材の熱抵抗値を、充填部分の断熱材の熱抵抗値に加えた上で」を「外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について」に、「とみなすことが」を「の基準により判定」に改め、同表の7中「外周部の断熱材の熱抵抗の値は、」を「外周部にあっては、」に、「いずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、」を「いずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、」に、「連続に施工し、」を「連続して施工されたもの」に改め、同7の次に次のただし書きを加える。

ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表4―1の8を削り、別表4―1を別表3とし、別表4―2を別表4とする。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第九百十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第三十六項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年九月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事の一部を改正する告示

国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事（平成二十年国土交通省告示第五百十五号）の一部を次のように改正する。

一中「地域の区分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第３号）別表第１に掲げる地域の区分」を「地域区分（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第１号）別表第４に掲げる地域区分」に、「Ⅵ地域」を「８地域」に改める。

一ア中「地域の区分」を「地域区分」に改め、「窓の建具等が、地域の区分に応じ、施工後に新たに別表２－１に掲げる事項に該当し、若しくは」を削る。

一イ中「外気に接する窓の夏期日射侵入率（入射する夏期日射量に対する室内に侵入する夏期日射量の割合を表した数値をいう。）が、窓が面する方位」を「開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位」に改め、「窓の建具等が、窓が面する方位に応じ、施工後に新たに別表２－２に掲げる事項に該当し、若しくは」を削る。

一ウ中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）２」を「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則５(1)」に、「地域の区分」を「地域区分」に、「別表３」を「別表２」に、「別表４－１」を「別表３」に改める。